

舞鶴市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第2項の規定により、監査基準に基づき行政監査を行ったので、その結果を同条第9項、措置状況を同条第12項の規定により公表する。

令和2年3月31日

舞鶴市監査委員 伊藤 清美

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

記

1 監査の対象

- (1) 内 容 補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の仕入控除税額について
- (2) 事務部局 政策推進部、総務部、産業振興部、建設部及び上下水道部
- (3) 主な補助金名

市生活路線維持費補助金、企業立地補助金、企業立地経営円滑化補助金、定置網復旧支援事業費補助金、観光まちづくり推進行祭事支援補助金、宅地かさ上げ助成金等

2 監査の着眼点

本市が行う補助事業において、消費税の仕入控除税額がどのように補助要綱等に規定され、取り扱われているか。

3 監査の主な実施内容

消費税の仕入控除税額について、提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局
- (2) 日 程 令和元年10月15日から令和2年3月19日まで

5 監査の結果及び意見

(1) 意見

補助金に係る消費税の仕入れ控除税額については、前年度の行政監査の結果を受けて、総務課において補助金等の交付に関する規則の改正に取り組み、研修を行い全庁的に各補助金の要綱の見直しを図られたことを評価するものである。

今後、各課において要綱を改定し、更なる財源の確保に努められることを期待する。

- (2) 結果 以下の行政監査結果報告書兼措置状況通知書のとおり

行政監査 結果報告書兼措置状況通知書

【監査対象】 補助金に係る消費税の仕入控除税額

【期間】 令和元年10月15日～令和2年3月19日

監査の結果（指摘・要望事項）	措置の内容（回答）
<p>○市生活路線維持費補助金について【企画政策課】</p> <p>当該補助金について、交付要綱がなく、基本決裁等でも補助基準、補助対象事業、手続等について明確に定められていない。</p> <p>また、実績報告書の根拠が明確でなく、補助事業に要した経費の内訳や対象事業経費などが明らかになっていないので、速やかに補助要綱を定められたい。</p> <p>交付の条件として、「補助事業者が事業完了後に消費税の申告により、この補助金にかかる消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告しなければならない。」旨を定めて、収入の増加に努められたい。</p>	<p>補助要綱を整備するとともに、交付条件については適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○企業立地補助金について【産業創造・雇用促進課】</p> <p>条例及び規則において、補助対象経費は「投下固定資産に係る費用の総額」とされており、補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いについての規定はない。</p> <p>補助額の算定については、補助対象経費の税抜き価格が計上され交付申請がなされているが、補助対象経費における消費税の取り扱いを明確に規定されたい。</p>	<p>速やかに条例及び規則を改正し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>○企業立地経営円滑化補助金について【産業創造・雇用促進課】</p> <p>(1)申請様式には「消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。補助対象経費に補助率を乗じて得た額－消費税仕入控除税額＝交付申請額」との注意書きがあるが、算式が明記されていないので、申請者に明記するよう指導されたい。</p> <p>(2)当該補助金については、交付先に課税売上高5億円超の企業も含まれているが、課税売上高が5億円超の企業については、消費税の申告は個別対応方式又は一括比例配分方式によるものとなる。</p> <p>この場合、課税仕入れに係る消費税全額が仕入控除税額とならないこともあるため、交付申請時には当該消費税仕入控除税額が明らかでない。このため、課税売上高5億円超の企業又は課税売上割合が95%未満の企業については、消費税申告後、消費税仕入控除税額確定報告書の提出を受け、補助金の返還を命ぜられたい。</p>	<p>(1) (2)</p> <p>指摘のあった事項について、要綱に沿った事務処理を行うため、速やかに必要な要綱の見直しを行い、適正な事務処理に努めます</p>

<p>○定置網復旧支援事業費補助金について【水産課】</p> <p>消費税仕入控除については、要綱が整備済み又は今年度中に整備予定とされている。</p> <p>現在は現行の条項に基づき処理されているところであるが、交付先の消費税申告状況について、課税売上が5億円を超える事業者又は課税売上割合が95%未満の事業者については、消費税の申告は個別対応方式又は一括比例配分方式によるものとなり、課税仕入れに係る消費税全額が仕入控除税額とならないこともある点に留意されたい。</p>	<p>補助金の交付先の消費税仕入控除について確認し、適正な処理に努めます。</p>
<p>○観光まちづくり推進行祭事支援補助金等について【観光振興課】</p> <p>補助事業の事業主体が、事業を実施する過程において消費税法に規定する課税仕入れを行うときには、仕入先に対して消費税相当額を含む支払を行うこととなるが、事業主体によっては一定の要件のもとで、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として、税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。</p> <p>この場合、事業者は補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち仕入れに係る消費税相当額を控除できる部分に、補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た額)を、補助金の交付額から差し引く必要がある。</p> <p>このことを交付要綱で規定すべく改正されたい。(商店街出店事業費補助金、実業団体事業費補助金)</p>	<p>要綱の改正を行います。</p>
<p>○宅地かさ上げ助成金について【経営企画課】</p> <p>嵩上げ対象は、対象エリア内の店舗、事務所が含まれ、添付書類として登記事項証明書があることから、対象者として消費税を納付するものが本件助成金を申請することは可能であると考えられる。</p> <p>本助成金要綱については、補助金等の交付に関する規則に準じて改正を検討されたい。</p>	<p>要綱の改正手続き中であり、令和2年度から新要綱で執行予定です。</p>